



発行 東京都

目次

規則

- 東京都公印規程の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…二
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…二
- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局住宅政策推進部民間住宅課）…三
- 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部計画課）…三
- 東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部計画課）…四
- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）…四
- 理容師法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）…四
- 美容師法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四

訓令

告示

- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…五
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部民間開発課）…七
- 都営住宅の使用料の変更……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…七
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…二
- 都営住宅の駐車場の廃止……………（同）…二
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…二
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………（建設局道路管理部監察指導課）…三

規則（教）

規程（交）

規程（水）

規程（下水）

公告

雑報

- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 当せん金付証券の発売委託……………（財務局主計部公債課）…七
- 東京都職員共済組合定款の一部変更……………（東京都職員共済組合）…七

規則

○当せん金付証券の発売委託 (六件) …………… (全国自治宝くじ事務協議会) ……

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

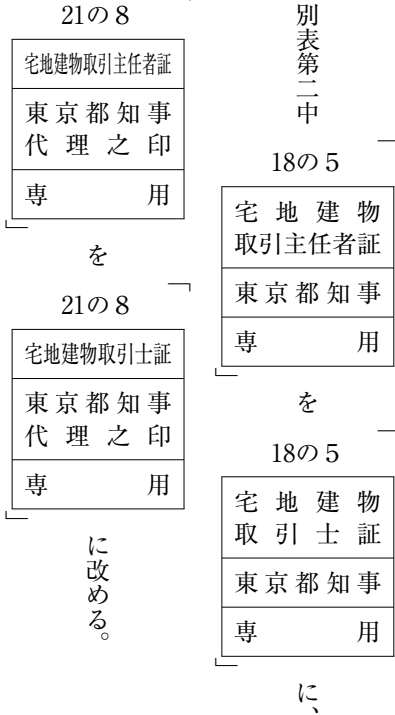
東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十五号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程 (昭和二十八年東京都規則第五百十八号) の一部を次のように改正する。

別表第一 四の部18の5の項中「宅地建物取引主任者証用」を「宅地建物取引士証用」に改め、同表六の部21の8の項中「宅地建物取引主任者証明」を「宅地建物取引士証明」に改める。



附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

●東京都規則第七十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (平成七年東京都規則第五十五号) の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第一項中「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日」を「十二歳に達する日又は小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日 (ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。)」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七十七号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和四十三年東京都規則第八十三号) の一部を次のように改正する。

別表第三中「三三三、九〇〇」を「三三三、四〇〇」に、「三二五、九〇〇」を「三一四、五〇〇」に、「二九七、九〇〇」を「二九六、六〇〇」に、「二七九、九〇〇」を「二七八、七〇〇」に、「二六一、九〇〇」を「二六〇、八〇〇」に、「二四三、九〇〇」を「二四二、九〇〇」に、「二二五、九〇〇」を「二二五、〇〇〇」に、「二〇七、九〇〇」を「二〇七、一〇〇」に、「一八九、九〇〇」を「一八九、二〇〇」に、「一七一、九〇〇」を「一七一、三〇〇」に、「一五三、九〇〇」を「一五三、四〇〇」に改める。

〇」に、「一三五、九〇〇」を「一三五、五〇〇」に、「一一七、九〇〇」を「一一七、六〇〇」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則別表第三の仮定給与月額は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給の事由が生じた公務災害補償及び施行日前に支給の事由が生じた公務災害補償で施行日以後の期間について支給すべきものについて適用し、施行日前の期間について支給すべき公務災害補償については、なお従前の例による。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十八号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「示す書類」の下に「又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項の設計住宅性能評価書（同法第五条第一項の住宅性能評価に係る部分について法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号の限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第七十九号

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都母子及び父子福祉資金貸付規則（昭和三十九年東京都規則第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「都内」の下に「（八王子市を除く。以下同じ。）」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第八十号

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

規則

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則（平成十六年東京都規則第二二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「区域内」の下に「（八王子市の区域を除く。）」を加える。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る特定不妊治療の医療費の助成について適用し、同日前の申請に係る特定不妊治療の医療費の助成については、なお従前の例による。

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十一号

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援

事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式備考五中「~~海野~~」を「~~海野~~」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十二号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「東京都内」の下に「（八王子市を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十三号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十三年東京都規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十四号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年東京都規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第八十五号

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 六の項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二十一号

総務局
財務局
建設局
建設事務所

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩 添 要 一

第二条第二項中「、第六建設事務所、南多摩東部建設事務所及び南多摩西部建設事務所」を削り、同項の表中「用地課」を「用地第一課 用地第二課」に改め、同条第三項中「、第四建設事務所」を削り、同項の表中「用地課」を「用地第一課 用地第二課」に改め、同条第三項中「、第四建設事務所」を削り、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第六建設事務所、南多摩東部建設事務所及び南多摩西部建設事務所に次の課を置く。

- 庶務課
- 管理課
- 用地課
- 工事課
- 補修課

第二条中第五項を削り、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第四建設事務所及び北多摩南部建設事務所に次の課を置く。

庶務課

管理課

用地第一課

用地第二課

工事第一課

工事第二課

補修課

第三条第二項中「、第六建設事務所、南多摩東部建設事務所及び南多摩西部建設事務所」を削り、同項の表管理課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同表用地課の項中「用地第一課」を「用地第一課」に改め、同項の次に次のように加える。

用地第二課

一 事業用地の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関すること（他の課に属するものを除く。）。

二 前号に係る土地、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関すること（他の課に属するものを除く。）。

第三条第二項の表工事課の項第三号中「（第二建設事務所に限る。）」を削り、同項第四号を削る。

第三条第三項中「、第四建設事務所」を削り、同項の表管理課の項第七号中「北多摩北部建設事務所を除く」を「第三建設事務所に限る」に改め、同表工事第二課の項第一号中「道路（第四建設事務所に限る。）及び」を削り、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第六建設事務所、南多摩東部建設事務所及び南多摩西部建設事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

一 所属職員の人事及び給与に関すること。

- 二 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
 - 三 所の予算、決算及び会計に関すること。
 - 四 所事務事業の進行管理に関すること。
 - 五 所事務事業の広報及び広聴に関すること。
 - 六 所の物品、資材等の調達、工事、修繕その他の契約に関すること。
 - 七 不用品の処分に関すること。
 - 八 工事検査に関すること。
 - 九 公有財産の管理に関すること（他の課に属するものを除く。）。
 - 十 所内他課に属しないこと。
- 管理課
- 一 道路、橋りよう及び河川（事業予定地を含む。）の管理に関すること。
 - 二 道路、河川等に係る占用及び使用の許可に関すること。
 - 三 河川保全区域内の行為の制限に関すること。
 - 四 土石（砂を含む。）その他河川の産出物の採取許可に関すること。
 - 五 公有土地水面の占用及び使用に関すること（第六建設事務所を除く。）。
 - 六 道路台帳及び河川台帳の整備及び保管に関すること。
 - 七 道路占用料、流水占用料及び負担金の徴収に関すること。
 - 八 道路、河川等の監察に関すること。
 - 九 局事務事業に係る公有財産の境界確認・確定に関すること。
 - 十 国有財産（国土交通省所管のものに限る。）の境界確認・確定に関すること（他の局に属するものを除く。）。

用地課

- 一 事業用地の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関すること。
 - 二 前号に係る土地、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関すること。
- 工事課
- 一 道路、橋りよう、広場及び河川の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督に関すること（他の課に属するものを除く。）。
 - 二 前号の工事の清算に関すること。

- 三 市町村土木補助工事に関すること（第六建設事務所を除く。）。
- 補修課
- 一 道路及び橋りよう並びにこれらの附属物の維持補修に伴う調査、測量及び設計並びに工事の施行及び監督に関すること。
 - 二 前号に係る工事の清算に関すること。

4 第三条第三項の次に次の一項を加える。

4 第四建設事務所各課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- 一 所所属職員の人事及び給与に関すること。
 - 二 所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
 - 三 所の予算、決算及び会計に関すること。
 - 四 所事務事業の進行管理に関すること。
 - 五 所事務事業の広報及び広聴に関すること。
 - 六 所の物品、資材等の調達、工事、修繕その他の契約に関すること。
 - 七 不用品の処分に関すること。
 - 八 工事検査に関すること。
 - 九 公有財産の管理に関すること（他の課に属するものを除く。）。
 - 十 所内他課に属しないこと。
- 管理課
- 一 道路、橋りよう及び河川（事業予定地を含む。）の管理に関すること。
 - 二 道路、河川等に係る占用及び使用の許可に関すること。
 - 三 河川保全区域内の行為の制限に関すること。
 - 四 土石（砂を含む。）その他河川の産出物の採取許可に関すること。
 - 五 道路台帳及び河川台帳の整備及び保管に関すること。
 - 六 千川上水の管理に関すること。
 - 七 道路占用料、流水占用料及び負担金の徴収に関すること。
 - 八 道路、河川等の監察に関すること。
 - 九 局事務事業に係る公有財産の境界確認・確定に関すること。

十 国有財産(国土交通省所管のものに限る。)の境界確認・確定に関する事
 (他の局に属するものを除く。)
 用地第一課

- 一 事業用地の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関する事
- 二 前号に係る土地、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関する事

用地第二課

- 一 事業用地の取得及びこれに伴う物件の移転その他の損失補償に関する事(他の課に属するものを除く。)

- 二 前号に係る土地、借地権等の評価及び損失補償の額の算定に関する事(他の課に属するものを除く。)

工事第一課

- 一 道路、橋りよう及び広場の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督に関する事(他の課に属するものを除く。)

- 二 前号の工事の清算に関する事

工事第二課

- 一 道路及び河川の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督に関する事

- 二 前号の工事の清算に関する事

- 三 河川管理施設の操作に関する事

補修課

- 一 道路及び橋りよう並びにこれらの附属物の維持補修に伴う調査、測量及び設計並びに工事の施行及び監督に関する事

- 二 前号の工事の清算に関する事

附則

この訓令は、平成二十七年一月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第七百二十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき二子玉川東第二地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

二子玉川東第二地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年六月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

世田谷区玉川一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

世田谷区玉川二丁目二十四番一号

平成二十二年六月三十日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十六年十二月二十六日

●東京都告示第七百二十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	34,000	68,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(7号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,700	62,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(19号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,600	60,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(9号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	63,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(26号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,700	61,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,600	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(3号棟)	新宿区戸山2	41.0	2	35,100	74,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,500	75,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,300	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,500	75,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(23号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	33,200	65,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,600	75,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(11号棟)	新宿区戸山2	40.3	1	35,500	72,100
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(2号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,800	47,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	26,000	44,700
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	1	31,200	45,800
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	1	29,900	49,600
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(2号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	64,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	2	43,800	65,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	65,500
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	44,000	66,600
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,700	69,000
一般都営	中層耐火	大島四丁目アパート(3号棟)	江東区大島4-21	51.0	1	43,600	69,800
一般都営	中層耐火	南砂三丁目アパート(9号棟)	江東区南砂3-11	37.0	1	29,000	51,100
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(4号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,700	36,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-67	42.2	1	34,800	50,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(32号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(45号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	42,400
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(56号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(63号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(85号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,200	40,900
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,400	31,600
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(2号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,400	31,600

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	48,300
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(4号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	48,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	2	26,700	37,200
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	2	30,300	48,300
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	2	27,600	42,300
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,200
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	42,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(17号棟)	江東区南砂4-4	43.9	1	36,900	50,600
一般都営	高層耐火	南砂一丁目アパート(7号棟)	江東区南砂1-1	42.2	1	34,400	46,800
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート(9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,900	75,200
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(1号棟)	品川区北品川1-7	37.9	2	33,200	70,300
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,500	42,200
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,400	89,900
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(2号棟)	大田区大森西3-10	51.2	1	43,300	71,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,900
一般都営	高層耐火	東糞谷六丁目アパート(2号棟)	大田区東糞谷6-9	37.3	1	29,800	42,100
一般都営	高層耐火	東糞谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糞谷6-8	42.2	1	33,700	46,000
一般都営	中層耐火	上用賀六丁目アパート(2号棟)	世田谷区上用賀6-30	55.9	1	47,200	90,300
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(2号棟)	世田谷区新町2-23	55.9	1	47,600	94,300
一般都営	中層耐火	弦巻三丁目アパート(14号棟)	世田谷区弦巻3-10	59.6	1	51,400	111,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(4号棟)	世田谷区喜多見2-10	56.8	1	45,500	72,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(5号棟)	世田谷区喜多見2-10	56.8	1	44,800	72,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(14号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	67,200
一般都営	中層耐火	駒沢三丁目アパート(7号棟)	世田谷区駒沢3-22	51.0	1	42,900	84,200
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(5-2-3号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	38.7	1	33,500	49,900
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	68,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,400
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,600	54,500
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,600	53,100
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	1	28,300	43,900
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(3号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	27,100	56,500
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)	北区浮間1-5	55.9	1	45,400	74,800
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-6	48.1	2	39,400	63,800
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(4号棟)	北区浮間1-6	59.6	1	49,600	87,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	上十条アパート(5号棟)	北区上十条1-7	34.8	1	26,300	45,600
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(3号棟)	北区王子本町3-9	33.4	1	25,700	46,200
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,400	44,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	59,800
一般都営	中層耐火	稲付二丁目アパート(1号棟)	北区赤羽南2-7	36.4	1	28,000	40,700
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(2号棟)	北区赤羽西5-12	39.0	1	30,000	44,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(4号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	1	41,700	72,000
一般都営	中層耐火	東口暮里一丁目アパート(20号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	26,200	32,500
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	2	30,400	49,200
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,600	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(12号棟)	板橋区新河岸2-10	39.0	2	28,300	37,200
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)	板橋区前野町4-36	43.9	1	33,400	53,800
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(3号棟)	板橋区前野町5-18	55.9	1	43,500	77,300
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,900	70,800
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート(1号棟)	板橋区小茂根1-6	55.9	1	43,700	81,400
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)	板橋区坂下1-36	51.0	1	38,900	67,600
一般都営	中層耐火	前野町六丁目アパート(1号棟)	板橋区前野町6-31	51.0	1	39,100	68,700
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,700	63,300
一般都営	中層耐火	貫井四丁目アパート(1号棟)	練馬区貫井4-36	55.9	1	44,300	83,500
一般都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート(10号棟)	練馬区早宮3-36	55.9	1	44,000	81,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(48号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,700	47,400
一般都営	中層耐火	南田中アパート(21号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,900	46,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,500	96,300
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	51.0	1	37,200	60,900
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(3号棟)	足立区保木間5-32	59.6	1	43,700	71,100
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間3-2	36.7	1	25,000	38,700
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	24,100	36,300
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(3号棟)	足立区島根4-19	51.0	1	37,700	64,500
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(4号棟)	足立区島根4-20	51.0	1	37,700	64,500
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート(23号棟)	足立区梅田3-2	51.2	1	37,700	65,700
一般都営	中層耐火	六月町一丁目アパート(3号棟)	足立区六月1-33	37.3	1	25,700	41,100
一般都営	中層耐火	第1保木間アパート(4号棟)	足立区保木間1-24	33.4	1	23,000	36,500
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(2号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	35,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(11号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	39,100

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(12号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	39,100
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	2	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(11号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	37,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(1号棟)	足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(9号棟)	足立区竹の塚7-14	37.3	1	25,600	42,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(3号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	42,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(14号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	38,100
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	2	23,100	38,100
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	26,300	41,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(4号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(8号棟)	足立区江北7-12	35.7	1	24,500	38,200
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(6号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	2	24,400	37,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(7号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート(2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,800	34,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(1号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,800	41,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(13号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	27,000	43,500
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(9号棟)	足立区六木1-5	33.4	1	22,800	35,800
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,900	42,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(3号棟)	足立区南花畑4-11	37.7	1	25,600	41,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(11号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	39,100
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	39,100
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(5号棟)	足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,400	36,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート(13号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	43,000
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(9号棟)	足立区花畑8-4	41.7	1	28,600	40,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(16号棟)	足立区花畑8-5	36.4	1	24,600	35,600
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(20号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,200	37,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人0-14	43.6	1	30,800	46,900
一般都営	中層耐火	平野三丁目第2アパート(5号棟)	足立区平野3-14	51.0	1	36,500	56,500
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	41,100	66,800
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,100	67,100
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,100	67,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(7号棟)	葛飾区青戸3-8	51.2	1	38,000	65,200
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(5号棟)	葛飾区亀有1-17	55.9	1	41,700	73,500

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(3号棟)	葛飾区亀有2-11	55.9	1	42,600	79,500
一般都営	中層耐火	奥戸一丁目アパート(2号棟)	葛飾区奥戸1-13	55.9	1	42,500	73,800
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	63,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	67,300
一般都営	高層耐火	小菅三丁目アパート(1号棟)	葛飾区小菅3-6	55.9	1	41,700	74,100
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900	37,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1,2号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,600	43,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	28,200	48,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(1号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	78,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(1,6-5号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,800	39,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-5号棟)	八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	66,600
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(4-1,5-2号棟)	八王子市南大沢4-15	61.5	1	36,400	74,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(4-1,5-5号棟)	八王子市南大沢4-15	63.2	1	37,800	71,300
一般都営	中層耐火	立川錦町六丁目アパート(2号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	32,900	68,000
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,500	82,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境5-28	48.1	1	36,600	71,000
一般都営	中層耐火	三鷹深大寺アパート(2号棟)	三鷹市深大寺1-13	59.6	1	44,400	84,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀7-19	36.4	1	25,900	54,400
一般都営	中層耐火	府中武蔵台二丁目アパート(1号棟)	府中市武蔵台2-24	63.2	1	42,700	92,600
一般都営	中層耐火	府中華町二丁目アパート(1号棟)	府中市中華町2-47	62.1	1	38,900	86,600
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(1号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,800	79,400
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(6号棟)	調布市下石原1-15	59.6	1	37,100	86,000
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(5号棟)	調布市富士見町3-19	56.8	1	35,100	81,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(5号棟)	調布市染地1-1	51.0	1	31,300	73,700
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(3号棟)	町田市本曾西1-33	39.0	1	19,000	36,600
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(6号棟)	町田市本曾西1-33	36.4	1	17,700	34,100
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(5号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市和原町3190	55.9	1	30,400	61,100
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(1,0号棟)	町田市和原町3190	55.9	1	30,400	61,100
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(3号棟)	小金井市東町2-5	55.9	1	35,400	80,000
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(7号棟)	日野市平山4-20	46.6	1	23,100	42,800
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(2号棟)	日野市新井842	33.4	1	14,900	29,400
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1,0号棟)	日野市新井842	35.7	1	16,000	31,500
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(6号棟)	西東京市北原町2-12	58.1	1	36,800	78,200

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート(1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	1	33,600	77,400
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(5号棟)	西東京市南町3-23	61.3	2	39,100	87,300
一般都営	中層耐火	田無緑町一丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町1-5	61.5	1	39,600	85,000
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(3号棟)	西東京市芝久保町3-3	60.2	1	37,300	78,200
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(1,6号棟)	西東京市向台町3-10	42.4	1	24,800	52,000
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(3,0号棟)	西東京市向台町3-1	55.9	1	33,300	71,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(5号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(7号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1,5号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	46,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2,7号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2,9号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	43,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3,9号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,400
一般都営	中層耐火	狛江アパート(4,6号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(7号棟)	清瀬市竹丘1-8	51.0	1	27,800	53,900
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(1号棟)	清瀬市野塩5-255	56.8	1	32,300	63,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	50,500
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート(2,2号棟)	東久留米市八幡町2-14	56.9	1	31,900	57,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-4-3号棟)	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-3号棟)	多摩市和田3-5	37.7	2	17,700	32,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-5号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-6号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	2	19,300	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-3号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	1	25,800	43,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-3号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	60,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-4号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	33,300	60,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(1,2号棟)	多摩市鶴牧5-40	63.6	1	36,600	67,800

●東京都告示第七百二十八号
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三
 条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成二十七年一
 月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定によ
 り告示する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料
改良	中層耐火	西大久保アパート（3号棟）	新宿区大久保3-13	34.8	2	28,600
改良	中層耐火	西大久保アパート（4号棟）	新宿区大久保3-13	32.8	1	27,100
改良	高層耐火	西大久保アパート（5号棟）	新宿区大久保3-9	43.9	2	38,200
改良	高層耐火	白嶽東アパート（2号棟）	墨田区堤通2-3	76.4	1	56,400
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート（4号棟）	江東区豊洲4-5	36.2	1	28,600
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート（13号棟）	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（11号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,900
改良	中層耐火	若林四丁目アパート（1号棟）	世田谷区若林4-41	33.4	1	26,300
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（53-8号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-53	36.4	1	31,500
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート（1号棟）	北区堀船3-1	33.4	1	25,200
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート（1号棟）	荒川区荒川7-8	40.6	2	29,600
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート（2号棟）	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート（3号棟）	荒川区荒川7-8	41.3	1	30,600
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート（2号棟）	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,700
改良	中層耐火	平井一丁目アパート（2号棟）	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,800

●東京都告示第七百二十九号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位 置 区画数
 大宮前アパート駐車場 杉並区宮前三丁目八 五区画
 番

●東京都告示第七百三十号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

名 称 位 置 区画数
 下馬二丁目アパート駐 世田谷区下馬二丁目 五九区画
 車場 三十三番
 江北四丁目アパート駐 足立区江北四丁目十 九五区画
 車場 四番

●東京都告示第七百三十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

名称 位置 区画数
 笹塚一丁目第2アパー 渋谷区笹塚一丁目六 八区画
 ト駐車場 十三番

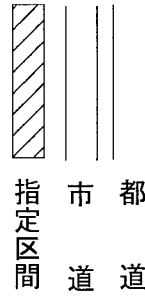
●東京都告示第七百三十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十六年十二月二十六日
 東京都知事 舩添 要一

一 路線名 都道町田日野線
 二 指定する区間 町田市小野路町千五十九番四地先から同所九百二十二番一地先まで
 三 指定の概要 別図表示のとおり

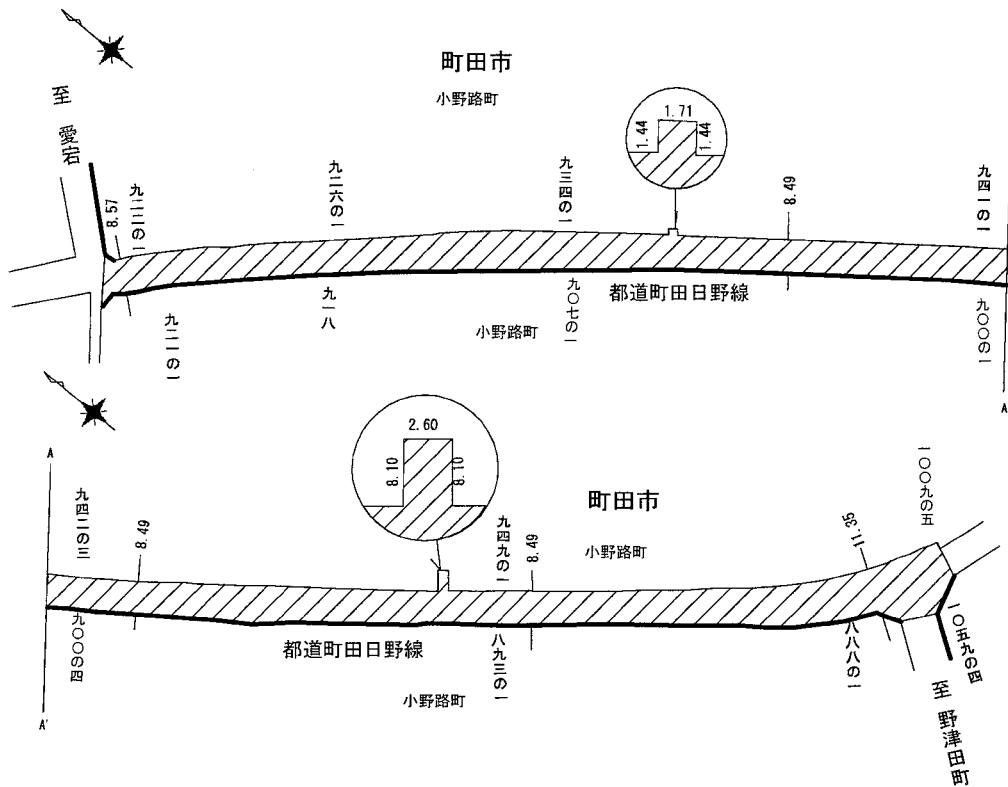
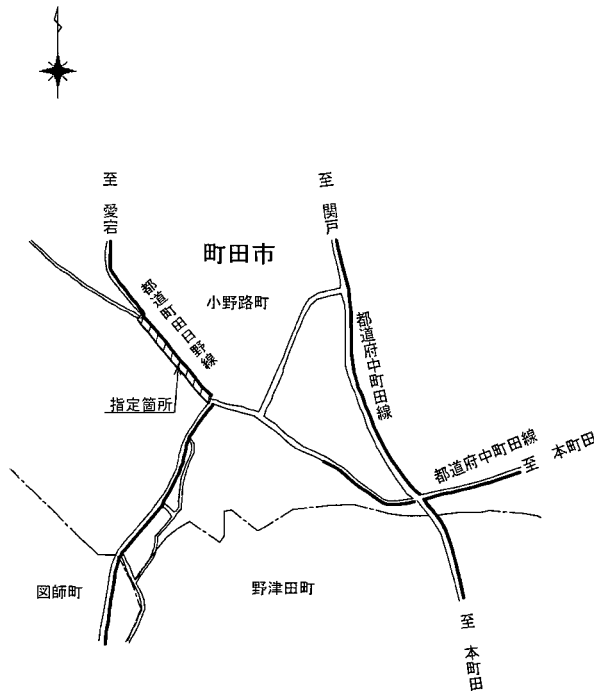
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道町田日野線
 町田市小野路町地内



延長 四六二・六三メートル

(電線共同溝予定名称 町田日野・三号)



●東京都告示第七百三十三号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十六年十二月二十六日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名
 都道所沢府中線

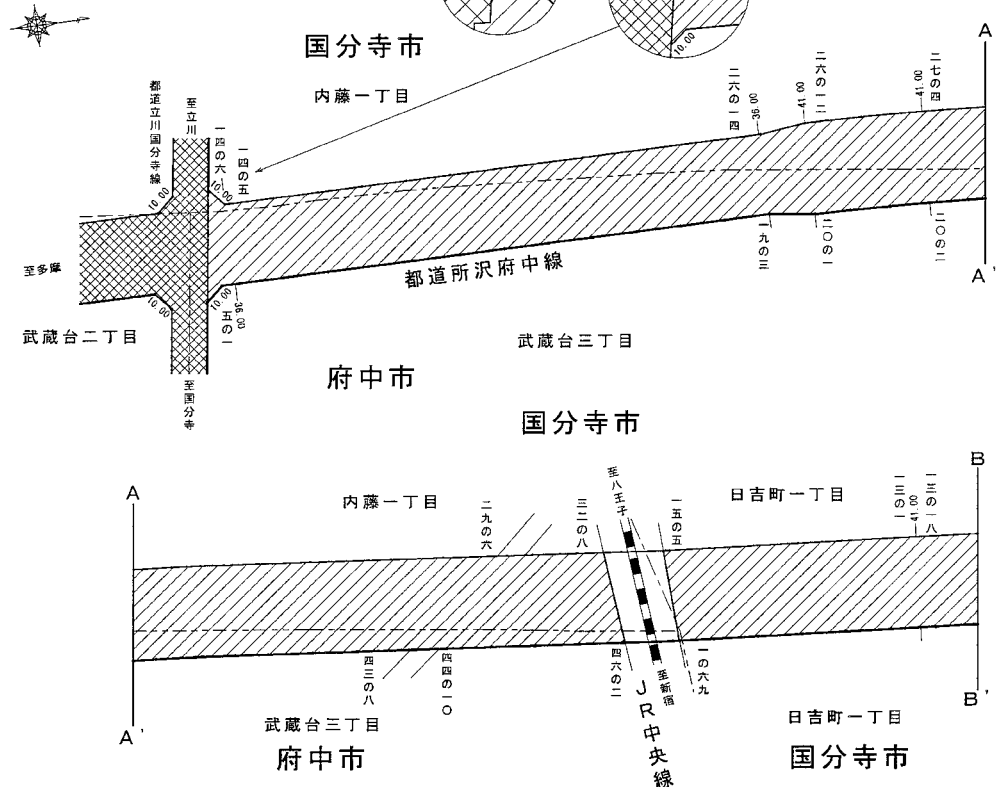
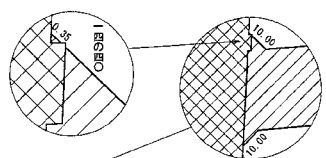
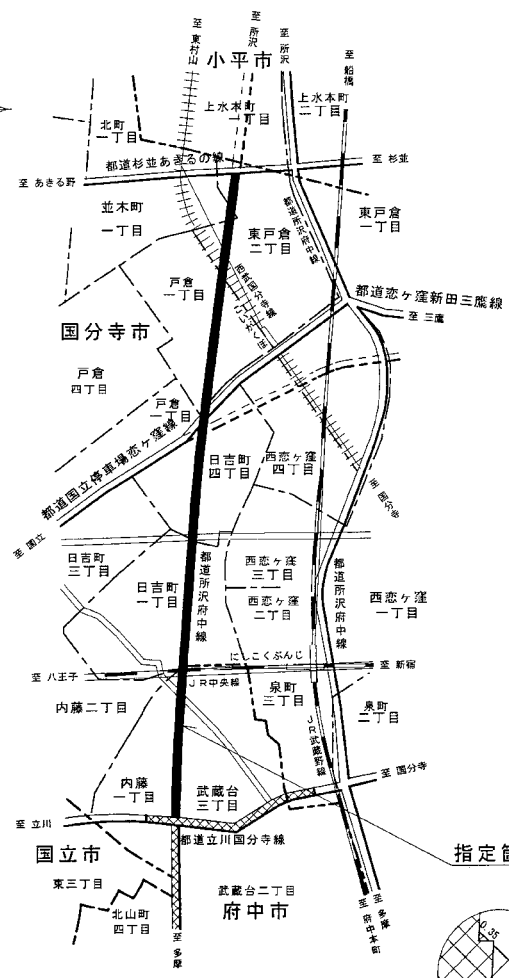
二 指定する区間
 国分寺市東戸倉二丁目三十九番十七地
 先から府中市武蔵台三丁目五番一内地
 まで
 三 指定の概要
 別図表示のとおり

別 図

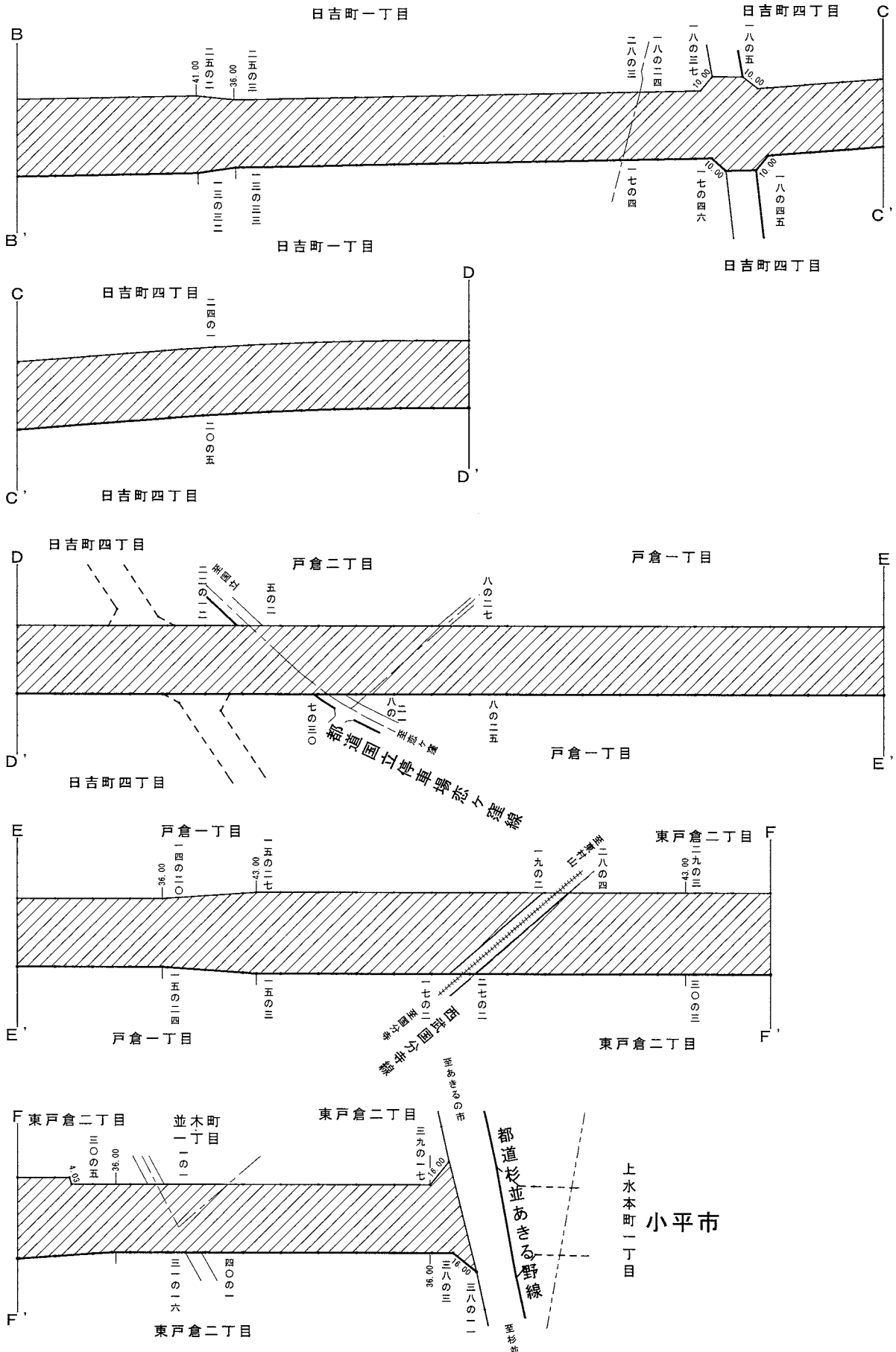
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道所沢府中線
国分寺市東戸倉二丁目～府中市武蔵台三丁目

- 都 道
- 市 道
- 計 画 線
- 指定区間
- 延長 二、五二八・六一メートル
(電線共同溝予定名称 所沢府中・六号)
- 既指定区間



国分寺市



規則(教)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十七号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則

の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日」を「十二歳に達する日又は小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日(ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。)」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十八号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

則(平成七年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項中「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日」を「十二歳に達する日又は小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日(ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。)」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月二十六日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を

改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則(平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十五条まで」を「第三十一条まで、第三十三条から第三十五条まで」に改める。

第十八条中「使用状況」を「使用者のこの規則に定める義務の履行状況」に、「職員住宅の使用者が、この規則に定める義務」を「当該使用者が、当該義務」に、「管理上好ましくない」を「使用上適切でない」に改める。

第二十五条第二項中「第三十三条まで」を「第三十一条まで及び第三十三条」に改める。

第二十六条第二項中「千六百十円」を「千六百五十円」

に改める。

第二十七条中「建物の経過年数一年につき基準使用料の額の七十分の一の額」を「別表第三の上欄及び中欄に掲げる建物の構造及び職員住宅が存する地域の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める割合による額」に改め、同条ただし書を削る。

第二十八条を次のように改める。

(立地条件による調整)

第二十八条 職員住宅が別表第四の上欄に掲げる区市町村に存する場合にあつては当該下欄に定める調整割合を基準使用料の額に乗じて得た額を基準使用料の額に加算し、別表第五の上欄に掲げる区市町村に存する場合にあつては当該下欄に定める減額率を基準使用料の額に乗じて得た額を基準使用料の額から減額する。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三(第二十七条関係)

構造	地域		調整の割合
	木造	その他	
その他	二十三区、武蔵野市及び三鷹市(一部地域を除く。)	建物の経過年数一年につき基準使用料の額の一万分の五十一	建物の経過年数一年につき基準使用料の額の一万分の八十七
	その他地域	建物の経過年数一年につき基準使用料の額の一万分の八十七	
その他	二十三区、武蔵野市及び三鷹市(一部地域を除く。)	建物の経過年数一年につき基準使用料の額の一万分の十	建物の経過年数一年につき基準使用料の額の一万分の十
	その他	建物の経過年数一年につき基準使用料の額の一万分の十	

その他地域	き基準使用料の額の一万分の三十九
-------	------------------

区市町村	調整割合
千代田区、中央区、港区、文京区、品川区、目黒区及び渋谷区	百分の四十
新宿区、台東区及び世田谷区	百分の三十
江東区、中野区、杉並区、豊島区及び武蔵野市	百分の二十
墨田区、大田区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、三鷹市、調布市及び国立市	百分の十

別表第五中「青梅市」を削り、「あきる野市」を「青梅市、あきる野市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都教育委員会職員住宅管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二十五条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年年度から平成二十八年度までの間、職員住宅の使用料の額（減額される場合にあつては、減額後の額とする。以下同じ。）については、改正後の規則第二十五条第二項の規定により算出して得た額（以下「算出額」という。減額される場合にあっては、減額後の額とする。以下同じ。）がこの規則の施行の日の前日における当該職員住宅の使用料の額（以下「改定前の額」という。）を超える場合は、次に掲げる額とする。

規程(交)

●交通局規程第五十六号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十六年十二月二十六日

東京都交通局長 新田 洋平

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日」を「十二歳に達する日又は小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）」に改める。
第三十一條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特例）」を付す。

第三十二條の見出しを削り、同条中「常勤又は非常勤の臨時任用職員」を「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十五号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十六年十二月二十六日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六條の三第一項中「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日」を「十二歳に達する日又は小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）」に改める。

第三十五條の見出し中「臨時職員」を「臨時的任用職員等」に改め、同条中「常勤又は非常勤の臨時任用職員の正規」を「臨時的任用職員（地方公務員法第二十二條第二項

の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。)に改め、同条に次の一項を加える。

2 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第三条から第三十三条の二までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、局長が別に定める。

附則

この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第三十五条(見出しを含む。)の改正規定は、公布の日から施行する。

規程(下水)

東京都下水道局管理規程第十七号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

東京都下水道局長 松田芳和

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項中「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日」を「十二歳に達する日又は小学校若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日(ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。)」に改める。第三十五条を次のように改める。

(臨時的任用職員等に対する特例)

第三十五条 臨時的任用職員(地方公務員法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、局長が別に定める。

2 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第三条から第三十三条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、局長が別に定める。

附則

この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第三十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

公告

当せん金付証券の発売委託について

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。

平成二十六年十二月二十六日

東京都知事 舩添要一

第二千二百八十回東京都宝くじ

- 一 名称 第二千二百八十回東京都宝くじ
- 二 発売総額及び枚数 七億円 三百五十万枚
- 三 証券金額 一枚二百円
- 四 発売期間 平成二十七年四月一日から同月十日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して三億二千五百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して六千三百八十八万四千七百五十二円

八 その他発売経費 発売総額に対して二千七百九十三万円

九 受託申請期限 平成二十七年一月十六日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百八十一回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚

三 証券金額 一枚百円

四 発売期間 平成二十七年四月八日から同月二十一日まで

五 当せん金の総額 発売総額に対して八千六百九十万円

六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して二千四百六千二百十二円

八 その他発売経費 発売総額に対して千三百万円

九 受託申請期限 平成二十七年一月十六日

十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称 第二千二百八十二回東京都宝くじ

二 発売総額及び枚数 三億円 百五十万枚

三 証券金額 一枚二百円

四 発売期間 平成二十七年四月十五日から同月二十八日まで

五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百十五万円	四	発売期間	平成二十七年五月十三日から同月二十六日まで	二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円	三	証券金額	二億円 二百万枚	九	受託申請期限	平成二十七年一月十六日
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百五十万円	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務	二	発売総額及び枚数	一枚百円	八	その他発売経費	発売総額に対して千九百三十八万円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百三十八万円	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百三十四万三千六百八十八円	一	名称	第二千二百八十三回東京都宝くじ	七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百六十四万六千九百二十円
九	受託申請期限	平成二十七年一月十六日	八	その他発売経費	発売総額に対して千九百三十八万円	二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	九	受託申請期限	平成二十七年一月十六日	一	名称	第二千二百八十五回東京都宝くじ	五	当せん金の総額	発売総額に対して八千七百十六万円
一	名称	第二千二百八十四回東京都宝くじ	十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。	二	発売総額及び枚数	一枚二百円	四	発売期間	平成二十七年六月三日から同月十六日まで
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	一	名称	第二千二百八十六回東京都宝くじ	一	名称	第二千二百八十七回東京都宝くじ	三	証券金額	二億円 二百万枚
三	証券金額	一枚二百円	二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚	四	発売期間	平成二十七年六月十日から同月二十三日まで

六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百四十二万九千九百九十二円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百三十八万円
九	受託申請期限	平成二十七年一月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二千二百九十四回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	平成二十七年九月九日から同月二十五日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億一千五十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千五百二十一万一千三百五十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千二百八十七万五千円
九	受託申請期限	平成二十七年一月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二千二百九十五回東京都宝くじ
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	平成二十七年九月十六日から同月

五	当せん金の総額	二十九日まで 発売総額に対して一億三千五百三十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して二千七百三十五万五千三百二十円
八	その他発売経費	発売総額に対して千九百三十八万円
九	受託申請期限	平成二十七年一月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。
平成二十六年十二月二十六日

東京都職員共済組合

理事長 秋山 俊行

東京都職員共済組合定款の一部変更について
東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第三十五条第一項中「第二十三条の三の四第一項第二号」及び「第九条第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

附則

(施行期日)

1 この変更は、平成二十七年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この変更の施行の日前に行われた療養に係るこの変更

の変更前の東京都職員共済組合定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。